

佐渡市立相川中学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する当校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性をもつかけがえない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

2 いじめの定義と態様

「いじめ」とは、

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

注 1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

注 2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

注 3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

注 4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

注 5) けんか等を除く。 <文部科学省 いじめ防止対策推進法第2条による>

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止基本方針の策定

以下の内容等を踏まえて、学校の実情に応じたいじめの防止等の対策に関する「いじめの防止基本方針」を定める。

(1) 学校基本方針の内容

ア いじめの防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。

イ いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

ウ 校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。

エ いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して的確に機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、PDCAサイクルを活用し、必要に応じて見直しを進める。

(2) いじめ防止基本方針の策定上の留意点

ア 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した学校いじめ防止基本方針となるように努める。

イ 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、

いじめの証紙等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。
ウ 策定したいじめ防止基本方針は、生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどして、周知を図る。

4 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、人権教育・同和教育担当、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、主任児童委員

(3) 役割

ア いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ いじめの相談・通報の窓口 … いじめの相談・通報があった場合は、速やかに調査を行う。

オ 調査結果、報告等の情報の整理、分析

カ いじめが疑われる案件等の事実確認、対応方法の決定

キ 要配慮生徒への支援方法決定

ク 教職員の資質向上のための校内研修

ケ 年間計画の企画と実施

コ 年間計画進捗のチェック

サ 各取組の有効性のチェック

シ いじめ防止基本方針の見直し

(4) 委員会の運営

- ・ 年間3回の定例会をもつ。
- ・ 緊急の場合には臨時会を設ける。
- ・ いじめの対処の中核として運営する。
- ・ 年間の取組について学校評価と連動を図りながら、PDCAサイクルで検証と改善を図る。
- ・ いじめの事案もしくはいじめに発展しそうな事案について知り得た情報は、委員会で共有を図り、組織的に対応する。

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚、人権を大切にしていく意志を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

そこで、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な教育活動や体験活動の充実を図る必要がある。また、全教育活動を通して、生徒同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが不可欠である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもって取り組む必要がある。

2 いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑥のようないじめ問題についての基本的な認識をもたせる。

① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。

② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育てることが必要である。そのために、教職員が生徒たちに愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒達に自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工

夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声掛けが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達を大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。

分かる授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育てていく。また、ストレスに適切に対処できる力を育てるために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声掛けが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしているか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、授業や行事、体験活動において、生徒を認める声掛けを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人一人の様子をしっかりと観察し、声掛けのタイミングを見逃さないようにすることである。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業において具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていくことも大切である。

このことに加えて、生徒会等の生徒の自主活動で、「いじめを許さない」という気持ちや態度を育成するために以下の活動を実施する。

- ①生活委員会を中心とした「あいさつ運動」を実施する。
- ②人権強調週間にあわせ「いじめゼロ集会」等を実施する。
- ③生徒会本部役員と学年委員を中心に「いじめゼロスクール運動」を展開する。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配ったり、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けたりすることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、「心の体温計」とともに実施する教育相談前のアンケートは、教育相談を実施する5月と10月の年2回とする。また、その他にいじめアンケートとして6月、9月、11月、1月、3月の年5回実施する。
- (2) 年2回のQ U検査を実施し、学級内の人間関係を把握するとともに、指導を必要とする生徒について学校全体で共通理解し掌握しておく。日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけ、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していくことが大切である。
- (3) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について「生活ノート」等を通して連絡しておくことも大切である。
- (4) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声掛け等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有することも大切である。
- (5) 保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接管理職や学年主任に気軽に相談してください。」と管理職や生徒指導主事、担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。また、定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。学校たより等を通じて、いじめの早期発見方法等について保護者に啓発をする。

- (6) 教育相談等で得た生徒の個人情報、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、教育委員会に報告し、状況に応じて、いじめ対策委員会の関係機関等と相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、佐渡西警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに佐渡西警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安をもっていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人一人の大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒自らの力で課題を解決していけるような社会的技能を身に付ける。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて教育委員会、所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「技術」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また、新入生の入学説明会や「携帯電話教室」等の機会を設定し、外部機関等と連携して、生徒・保護者の情報社会の危険性と情報モラルについての知識・理解を深めさせる。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」とは具体的に以下のような場合をさす。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ○ 生徒が自殺を企図した場合 | ○ 心身に重大な傷害を負った場合 |
| ○ 金品等に重大な被害を被った場合 | ○ 精神性の疾患を発症した場合 等 |

また、いじめにより「相当の期間学校を欠席する」場合の相当の期間とは年間30日間を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。さらに生徒や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事項が発生したものと報告・調査に当たる。

2 重大事態の対応

重大事態が発生した場合、以下の対応を取る。

- (1) 重大事態が発生した旨を佐渡市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 佐渡市教育委員会と協議の上、当該事実に対処する特別組織（専門家を含む）を設定する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
※いじめの事実関係を明確にする。また、重大事態との因果関係を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※調査済みの資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- (4) 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
※調査より明らかになった事実関係について、情報を適時・適切に提供する。
※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、きちんと説明をする。
※いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明をする。

第6章 評価と改善

いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な措置を講ずるために、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

- 1 いじめの防止に関する取組について
- 2 いじめの早期発見・即時対応に関する取組について

附 則 平成26年 3月 5日 策定
平成26年11月27日 改訂